

箕輪町産業に関する国際規格等取得補助金交付要綱を次のように定め、平成31年4月1日以降に取得した国際規格等について適用する。

平成31年4月1日

箕輪町長 白鳥 政徳

箕輪町産業に関する国際規格等取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者が企業価値を向上させるため、産業に関する国際規格等の新規取得に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、町内に事業所又は事務所を有し、継続してその業務を行っているものをいう。

(2) 国際規格等 次のアからウまでに定める規格をいう。

ア 国際規格 国際標準化機構が定める規格のうち、次に掲げるものをいう。

(ア) ISO9001

(イ) ISO13485

(ウ) ISO14001

(エ) ISO22000

イ 国内規格 日本工業規格のうち、JISQ9100

ウ その他国際規格及び国内規格に準ずる規格であると町長が特に認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、中小企業者で、申請時において町税等の滞納がないもの。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、新規に国際規格等を取得するために要したものとし、更新は対象としない。

2 補助金の交付対象となる経費は、国際規格等を取得するために要した経費のうち、次に掲げるものとする。なお、当該経費に係る契約又は支払が複数年度

にわたる場合も補助対象経費とする。

- (1) 専門家への委託経費
- (2) 資料購入経費
- (3) 取得の申請に直接要する経費
- (4) その他町長が必要と認める経費
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第2項に規定する経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該算出した額が50万円を超えるときは、50万円を上限とし、交付回数は、一の国際規格等に対し1回を限度とする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、箕輪町産業に関する国際規格等取得補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 企業の業務内容がわかるパンフレット又はチラシその他これらに準ずるもの
- (2) 国際規格等の登録証又は認定証の写し
- (3) 第4条第2項第1号の委託経費に掛かる委託契約書の写し
- (4) 第4条第2項各号に掲げる経費の支払を証明する書類の写し

2 前項に規定する書類の提出期限は、国際規格等の取得完了の日から起算して11月を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(交付請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、箕輪町産業に関する国際規格等取得補助金交付請求書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(補助金交付)

第8条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。